

変更前	変更後
<p>〔遅延損害金が発生しない場合〕 各月約定返済日の前日の貸付金の元本残高に <u>1.8%</u> を乗じたうえで、借入日数（前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで) を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額。但し、期限前返済が行われた場合には、「約定返済日」を「期限前返済が行われた日」と、「(前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで)」を「(前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日又は期限前返済が行われた日まで)」と読み替えるものとします。</p>	<p>〔遅延損害金が発生しない場合〕 各月約定返済日の前日の貸付金の元本残高に <u>1.5%</u> を乗じたうえで、借入日数（前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで) を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額。但し、期限前返済が行われた場合には、「約定返済日」を「期限前返済が行われた日」と、「(前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで)」を「(前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日又は期限前返済が行われた日まで)」と読み替えるものとします。</p>
<p>〔遅延損害金及び利息が発生する場合〕 各月約定返済日の前日の貸付金の元本残高に <u>1.8%</u> を乗じたうえで、借入日数（前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで) を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額+遅延損害金×(<u>1.8%</u>÷貸付金利)。但し、期限前返済が行われた場合には、「約定返済日」を「期限前返済が行われた日」と、「(前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで)」を「(前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日又は期限前返済が行われた日まで)」と読み替えるものとします。</p>	<p>〔遅延損害金及び利息が発生する場合〕 各月約定返済日の前日の貸付金の元本残高に <u>1.5%</u> を乗じたうえで、借入日数（前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで) を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額+遅延損害金×(<u>1.5%</u>÷貸付金利)。但し、期限前返済が行われた場合には、「約定返済日」を「期限前返済が行われた日」と、「(前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで)」を「(前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日又は期限前返済が行われた日まで)」と読み替えるものとします。</p>
<p>〔遅延損害金のみが発生する場合〕 各月約定返済日の前日の貸付金の元本残高に 20.0% を乗じたうえで、経過日数（返済期日の翌日から支払日まで) を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額×(<u>1.8%</u>÷貸付金利)</p>	<p>〔遅延損害金のみが発生する場合〕 各月約定返済日の前日の貸付金の元本残高に 20.0% を乗じたうえで、経過日数（返済期日の翌日から支払日まで) を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額×(<u>1.5%</u>÷貸付金利)</p>
<p>〔遅延損害金及び利息共に発生しない場合(元金返済のみの和解等)〕 各月約定返済日の前日の貸付金の元本残高に <u>1.8%</u> を乗じたうえで、借入日数（前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで) を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額</p>	<p>〔遅延損害金及び利息共に発生しない場合(元金返済のみの和解等)〕 各月約定返済日の前日の貸付金の元本残高に <u>1.5%</u> を乗じたうえで、借入日数（前月約定日(初回は貸付実行日)の翌日から当月約定日まで) を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額</p>
以上	以上